

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和8年5月1日受付分)

名称

特定非営利活動法人アイ・サポートセンター

縦覧期間

令和8年5月1日(金)から  
令和8年5月15日(金)まで

# 特定非営利活動法人 アイ・サポートセンター 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アイ・サポートセンターという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県加古川市尾上町長田420番地の10に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、障害者及び高齢者に対して、日常生活の自立と積極的な社会参加を行うことができるようその介護や支援に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 介護保険法に定める訪問介護事業
  - ② 障害者総合支援法に定める福祉サービス事業、相談支援事業
  - ③ 障害者総合支援法に定める移動支援事業
  - ④ 児童福祉法に定める障害児相談支援事業
  - ⑤ 視覚障害者移動介護従事者養成事業
  - ⑥ 福祉に関する相談、助言事業
  - ⑦ 上記に付随する地域交流活動及び障害者支援サービス事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上10人以下
  - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成しこの定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用について総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべきものに係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠乏
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	西村	徹也
副理事長	富山	恒昭
副理事長	泉	壽子
理事	安保	義秋
同	田中	勇
同	向井	民夫
同	渋谷	香榮子
同	西村	恭子
監事	西尾	暢代
同	西村	眞澄
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

個人	(1) 入会金	0円
	(2) 年会費	2,000円
団体	(1) 入会金	0円
	(2) 年会費	10,000円

賛助会員

個人	(1) 入会金	0円
	(2) 年会費	1,000円
団体	(1) 入会金	0円
	(2) 年会費	5,000円

## 令和8年度 事業計画書

特定非営利活動法人アイ・サポートセンター

### 1. 基本方針

当法人は、障害者及び高齢者が安心して、日常生活を送り積極的に社会活動ができるように、以下の事業を計画とする。

- (1) 訪問介護事業については、総合事業の生活援助型訪問サービスとして、実施する。
- (2) 障害者福祉サービス事業の居宅介護（家事援助、通院介助）及び同行援護や移動支援事業を継続し、利用者の日常生活の支援を行い、社会活動等の外出支援を実施して、新たな情報の場となるように支援する。
- (3) アイ障害者相談支援事業の計画相談及びモニタリングについては、依頼先または利用者宅に訪問を行い実施する。また、福祉に関する相談の助言も対応する。
- (4) 利用者が、外出時の移動及び情報の提供について、より安全に、楽しく、社会参加ができるように、サービス提供者の技術向上として、スキルアップ研修会を開催する。
- (5) 虐待防止及び身体拘束適正化と、感染防止及び防災の各委員会において、サービス利用者やサービス提供者が参加できるように研修会等の計画を立案し、実施する。また外部研修会についても参加出来るように情報提供をする。
- (6) その他の事業として、誰もが参加できる「アイの会」主催の障害者と地域住民との交流事業及び種々事業をより多くの方々が、参加できるように協力をする。また、加古川市等主催の催しにも積極的に参加できるように情報提供をする。

## 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	時期・回数	実施場所	受益対象者・予定人数	収益見込 (千円)
介護保険法に定める訪問介護事業	生活援助型訪問サービス事業	通年	利用者宅	4人	305
障害者総合支援法に定める福祉サービス事業、相談支援事業	居宅介護事業・同行援護事業、アイ障害者相談支援事業(計画相談)	通年	主に加古川市内 その他(播磨町・稲美町・高砂市等)	居宅：5人 同行：31人 相談：1人	35,454
障害者総合支援法に定める移動支援事業	移動支援事業	通年	播磨町	1人	240
児童福祉法に定める障害児相談支援事業	アイ障害者相談支援事業(障害児相談支援)	随時	加古川市内	1人	0
視覚障害者移動介護従事者養成事業	従事者養成事業	随時	加古川市内	受講者 10人以上	300
福祉に関する相談、助言事業	利用者や他の方からの相談業務	随時	事務所	加古川市及び周辺地域住民	0
上記に付随する地域交流活動及び障害者支援サービス事業	地域住民との交流事業	随時	加古川市内 その他	加古川市及び周辺地域住民	0

### 3. その他の事業

（「アイの会」障害者と地域住民との交流事業及び種々事業）  
地域住民との交流を深めていくために、「アイの会」において以下の事業を計画する。詳細については、役員会で調整し参加者皆さんの協力のもと実施する。

#### (1) 地域住民との交流事業

- ① 講演会又は演奏会 (社員総会後に実施)
- ② 秋のイベント
- ③ 福祉バス及びレンタカーを利用した日帰りバス旅行

#### (2) 種々事業

- ① 「将棋交流会」を、毎月1回。
- ② 「語る会」を、毎月1回。
- ③ 「散歩の会」を、適宜実施。

## 令和8年度 活動予算書

令和8年1月1日から令和8年12月31日

特定非営利活動法人アイサポートセンター

科目	金額(単位:円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員	140,000		
賛助会員	12,000		
団体会員	0	152,000	152,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	8,000		
施設等受入評価益	0	8,000	8,000
3. 受取助成金等			
受取助成金	13,000	13,000	13,000
4. 事業収益			
(1) 訪問型独自事業(生活援助型訪問サービス)			
独自事業基本給	228,000		
独自事業処遇改善加算金	47,000		
独自事業自己負担金	30,000	305,000	
(2) 障害者福祉サービス事業			
①居宅介護事業			
居宅介護基本給	764,000		
居宅介護処遇改善加算金	265,000		
居宅介護自己負担金	0		
②同行援護事業			
同行援護基本給	24,594,000		
同行援護処遇改善加算金	8,740,000		
同行援護自己負担金	591,000		
③アイ障害者相談支援事業			
計画相談支援	500,000		
障害児相談支援	0	35,454,000	
(3) 移動支援事業	240,000	240,000	
(4) 従事者養成事業	300,000	300,000	36,299,000
5. その他収益			
受取利息	550		
雑収益	40,000	40,550	40,550
I 経常収益計			36,512,550

科目	金額(単位:円)		
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1) 訪問型独自事業(生活援助型訪問サービス)			
独自事業基本給与	156,000		
独自事業処遇改善費	48,000	204,000	
(2) 障害者福祉サービス事業			
①居宅介護事業			
居宅介護基本給与	470,000		
居宅介護処遇改善費	266,000		
②同行援護事業			
同行援護基本給与	14,900,000		
同行援護処遇改善費	8,750,000		
③アイ障害者相談支援事業			
計画相談支援	50,000		
障害児相談支援	0	24,436,000	
(3) 移動支援事業	200,000	200,000	
(4) 従事者養成事業	300,000	300,000	
(5) 賞与	960,000	960,000	
事業費計			26,100,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	4,420,000		
理事会費用	273,000		
法定福利費	1,105,000		
事務手当費	216,000		
支払報酬料	505,000		
支払手数料	148,000		
福利厚生費	30,000		
人件費計		6,697,000	
(2) その他経費			
事務所経費	700,000		
社員総会費	250,000		
会議費	5,000		
貸倒引当金繰入額	40,000		

科目	金額(単位:円)		
リース料	980,000		
賃借料	240,000		
通信費	179,000		
消耗品費	190,000		
保険料	365,000		
交際費	5,000		
旅費交通費	460,000		
租税公課	38,000		
車両費	90,000		
減価償却費	0		
研修交流会費	20,000		
その他経費	5,000		
その他経費計		3,567,000	
管理費計			10,264,000
II 経常費用計			36,364,000
当期経常増減額			148,550
III 経常外収益			
1. 雑収入	0		
III 経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 雑損失	0		
固定資産除却損	0		
IV 経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			148,550
法人税住民税及び事業税	360,000		360,000
経理区分振替額	0		0
当期正味財産増減額			-211,450
前期繰越正味財産額			6,094,815
次期繰越正味財産額			5,883,365

## 令和9年度 事業計画書

特定非営利活動法人アイ・サポートセンター

### 1. 基本方針

当法人は、障害者及び高齢者が安心して、日常生活を送り積極的に社会活動ができるように、以下の事業を計画とする。

- (1) 訪問介護事業については、総合事業の生活援助型訪問サービスとして、実施する。
- (2) 障害者福祉サービス事業の居宅介護（家事援助、通院介助）及び同行援護や移動支援事業を継続し、利用者の日常生活の支援を行い、社会活動等の外出支援を実施して、新たな情報の場となるように支援する。
- (3) アイ障害者相談支援事業の計画相談及びモニタリングについては、依頼先または利用者宅に訪問を行い実施する。また、福祉に関する相談の助言も対応する。
- (4) 利用者が、外出時の移動及び情報の提供について、より安全に、楽しく、社会参加ができるように、サービス提供者の技術向上として、スキルアップ研修会を開催する。
- (5) 虐待防止及び身体拘束適正化と、感染防止及び防災の各委員会において、サービス利用者やサービス提供者が参加できるように研修会等の計画を立案し、実施する。また外部研修会についても参加出来るように情報提供をする。
- (6) その他の事業として、誰もが参加できる「アイの会」主催の障害者と地域住民との交流事業及び種々事業をより多くの方々が、参加できるように協力をする。また、加古川市等主催の催しにも積極的に参加できるように情報提供をする。

## 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	時期・回数	実施場所	受益対象者・予定人数	収益見込 (千円)
介護保険法に定める訪問介護事業	生活援助型訪問サービス事業	通年	利用者宅	4人	305
障害者総合支援法に定める福祉サービス事業、相談支援事業	居宅介護事業・同行援護事業、アイ障害者相談支援事業(計画相談)	通年	主に加古川市内 その他(播磨町・稲美町・高砂市等)	居宅：5人 同行：31人 相談：1人	35,604
障害者総合支援法に定める移動支援事業	移動支援事業	通年	播磨町	1人	240
児童福祉法に定める障害児相談支援事業	アイ障害者相談支援事業(障害児相談支援)	随時	加古川市内	1人	0
視覚障害者移動介護従事者養成事業	従事者養成事業	随時	加古川市内	受講者 10人	300
福祉に関する相談、助言事業	利用者や他の方からの相談業務	随時	事務所	加古川市及び周辺地域住民	0
上記に付随する地域交流活動及び障害者支援サービス事業	地域住民との交流事業	随時	加古川市内 その他	加古川市及び周辺地域住民	0

### 3. その他の事業

（「アイの会」障害者と地域住民との交流事業及び種々事業）

地域住民との交流を深めていくために、「アイの会」において以下の事業を計画する。詳細については、役員会で調整し参加者皆さんの協力のもと実施する。

#### (1) 地域住民との交流事業

- ① 講演会又は演奏会 (社員総会後に実施)
- ② 秋のイベント
- ③ 福祉バス及びレンタカーを利用した日帰りバス旅行

#### (2) 種々事業

- ① 「将棋交流会」を、毎月1回。
- ② 「語る会」を、毎月1回。
- ③ 「散歩の会」を、適宜実施。

## 令和9年度 活動予算書

令和9年1月1日から令和9年12月31日

特定非営利活動法人アイサポートセンター

科目	金額(単位:円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員	144,000		
賛助会員	14,000		
団体会員	0	158,000	158,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	8,000		
施設等受入評価益	0	8,000	8,000
3. 受取助成金等			
受取助成金	13,000	13,000	13,000
4. 事業収益			
(1) 訪問型独自事業(生活援助型訪問サービス)			
独自事業基本給	228,000		
独自事業処遇改善加算金	47,000		
独自事業自己負担金	30,000	305,000	
(2) 障害者福祉サービス事業			
①居宅介護事業			
居宅介護基本給	764,000		
居宅介護処遇改善加算金	265,000		
居宅介護自己負担金	0		
②同行援護事業			
同行援護基本給	24,594,000		
同行援護処遇改善加算金	8,740,000		
同行援護自己負担金	591,000		
③アイ障害者相談支援事業			
計画相談支援	650,000		
障害児相談支援	0	35,604,000	
(3) 移動支援事業	240,000	240,000	
(4) 従事者養成事業	300,000	300,000	36,449,000
5. その他収益			
受取利息	550		
雑収益	40,000	40,550	40,550
I 経常収益計			36,668,550

科目	金額(単位:円)		
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1) 訪問型独自事業(生活援助型訪問サービス)			
独自事業基本給与	156,000		
独自事業処遇改善費	48,000	204,000	
(2) 障害者福祉サービス事業			
①居宅介護事業			
居宅介護基本給与	470,000		
居宅介護処遇改善費	266,000		
②同行援護事業			
同行援護基本給与	14,900,000		
同行援護処遇改善費	8,750,000		
③アイ障害者相談支援事業			
計画相談支援	100,000		
障害児相談支援	0	24,486,000	
(3) 移動支援事業	200,000	200,000	
(4) 従事者養成事業	300,000	300,000	
(5) 賞与	1,000,000	1,000,000	
事業費計			26,190,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	4,420,000		
理事会費用	273,000		
法定福利費	1,105,000		
事務手当費	216,000		
支払報酬料	505,000		
支払手数料	148,000		
福利厚生費	30,000		
人件費計		6,697,000	
(2) その他経費			
事務所経費	700,000		
社員総会費	250,000		
会議費	5,000		
貸倒引当金繰入額	40,000		

科目	金額(単位:円)		
リース料	980,000		
賃借料	240,000		
通信費	179,000		
消耗品費	190,000		
保険料	365,000		
交際費	5,000		
旅費交通費	460,000		
租税公課	38,000		
車両費	90,000		
減価償却費	0		
研修交流会費	20,000		
その他経費	5,000		
その他経費計		3,567,000	
管理費計			10,264,000
Ⅱ 経常費用計			36,454,000
当期経常増減額			214,550
Ⅲ 経常外収益			
1. 雑収入	0		
Ⅲ 経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 雑損失	0		
固定資産除却損	0		
Ⅳ 経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			214,550
法人税住民税及び事業税	360,000		360,000
経理区分振替額	0		0
当期正味財産増減額			-145,450
前期繰越正味財産額			5,883,365
次期繰越正味財産額			5,737,915